

# あさご夢・学びプラン

(朝来市教育振興基本計画)

朝来市

平成22年10月1日

第1部	計画の基本的事項	・・・	1
1	計画策定の趣旨及び位置づけ	・・・	1
2	計画の期間及び運用		
第2部	教育をめぐる現状と課題	・・・	2
1	社会情勢の変化	・・・	2
(1)	少子高齢化の進展		
(2)	環境問題の深刻化		
(3)	社会の成熟化		
(4)	グローバル化の進展	・・・	3
(5)	高度情報化の進展		
(6)	自然災害の多発等による危機管理対策	・・・	4
(7)	教職員の年齢構成の急激な変化や教育委員会の在り方をめぐる変化		
2	これまで取り組んできた教育の成果と課題		
(1)	個性や能力を伸ばす教育の推進		
(2)	市民の参画と協働による体験活動の展開	・・・	5
(3)	災害等からの教育の創造的復興	・・・	6
(4)	社会教育・生涯教育の推進		
第3部	朝来の教育のめざす姿		
1	基本理念	・・・	7
2	教育施策の重点目標	・・・	9
	重点目標 1		
	施策目標 1 (指導力向上)		
	施策目標 2 (一貫)		
	施策目標 3 (体験)	・・・	10
	施策目標 4 (オープン)		
	施策目標 5 (安全安心)	・・・	11
	重点目標 2		
	施策目標 1 (家庭)		
	施策目標 2 (青少年育成)	・・・	12
	重点目標 3		
	施策目標 1 (生涯学習)		
	施策目標 2 (文化・スポーツ)	・・・	13
	施策目標 3 (郷土歴史)		
<資料>	語句説明	・・・	14

## 第1部 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨及び位置づけ

朝来市では、「人と緑 心ふれあう 交流のまち」をスローガンに、本市に住んで良かったと言える「思いやり」と「ぬくもり」のあるまちづくりをめざしている。教育においては、但馬の要衝の地であることを利点とし、また、古代の繁栄を象徴する池田古墳や茶すり山古墳など数々の古墳群、中世からの歴史を持つ竹田城跡や多くの名刹、近代文化産業遺産の生野銀山などを生かしながら地域に根ざした生涯学習の場が溢れている。加えて、県の事業である小学校での「環境体験事業」「自然学校」、中学校での「わくわくオーケストラ事業」や「トライやる・ウィーク」などの体験活動や、小学校区を基本単位にスポーツを楽しむ「スポーツクラブ 21」事業、市民が地域教育に参画する「地域教育推進会議」など、先進的な取組を行ってきた。

こうした本市の教育環境の中、平成17年4月の4町合併をきっかけとして、平成19年4月に「朝来市総合計画」を策定し、以降10年間の一体的なまちづくりを推進する総合的な指針とした。その持続可能なまちづくりの中で「教育・郷育・共育による心豊かな人づくり」を基調として、学校園と家庭・地域の連携を深め、次代を担う子どもの育成に地域ぐるみで取り組むとともに、市民の生涯にわたる自主的な学習・スポーツ・文化活動の促進やゆとりあるライフスタイルの実践、国内外との多様な交流活動の展開に努めてきた。

この度、これまでの朝来市の教育の成果と課題を踏まえつつ、本市の教育を一層充実させるため、中期的な取組の考え方や具体的施策を示す基本的な計画を策定することとする。

本計画は、公立学校の教育や社会教育、文化・スポーツの振興など、「朝来市総合計画」に示された施策に加え、生涯学習、地域教育や家庭教育など、教育施策全般を可能な限り網羅するとともに、国や兵庫県がこれまで策定している教育の各分野に関する個別の計画等との整合を図った教育に関する全体的な計画である。

また、本計画は、教育基本法\*1第17条第2項の規定に基づく、本市の教育施策に関する基本的な計画である。

### 2 計画の期間及び運用

本計画の対象期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

この間における本市が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校、教育関係機関はもちろんのこと、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、これらに沿って今後具体的施策を進めていく。

計画の進捗状況については、計画期間中においても、その成果の評価・検証を行いつつ、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととする。

## 第2部 教育をめぐる現状と課題

### 1 社会情勢の変化

#### (1) 少子高齢化の進展

わが国の総人口は、減少傾向にあり、今後長期的に減少していくことが推計されている。また、高齢化については、平成17年には高齢化率が20.1%（平成17年国勢調査結果）に達し、超高齢化社会に移行しつつある。さらに、急速な少子化が進行し、国における平成17年の合計特殊出生率は、1.26となり過去最低基準となった。

本市においては、平成21年4月現在、高齢化率29.1%であり、平成32年には35.1%と予測されている。こうした、本格的な人口減少・高齢社会が到来する中、存続の厳しい集落の発生や学校の統合といった声が聞かれるようになってきた。

また、社会構造の変化に伴い核家族世帯の数が増加し、子どもが家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、人間の尊厳や生命の尊さについての実感の醸成、倫理観の形成、世代を超えた人生の知恵の継承・発展などに支障が生じていると言われている。

このような状況の中で、世代間の交流の機会を増やすとともに、子どもたちの縦のつながりや横の広がりが強まるよう、社会教育団体、青少年団体及び地域自治協議会\*2等の地域の人々が主体となって地域で展開される教育活動を充実強化することや、家庭の教育力を向上することが課題となっている。

#### (2) 環境問題の深刻化

経済発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、オゾン層の破壊や温暖化の進行など地球規模での環境破壊をもたらし、人類の存亡に関わる事態を引き起こしている。また、自然と触れ合い、環境と共生するかつての暮らしや、生命を大切に思う心をはぐくむことの重要性が再認識されてきた。

本市においては、市民の環境保全意識の高揚と身近な環境問題に取り組む活発な活動促進のため、環境ISO14001\*3の認証取得を推進してきた。

このような状況の中で、多様な主体の参画と協働により、学校・園、事業所、地域等日常生活のあらゆる場面を通じて市民一人一人が環境について学び、その学習を実践につなげていくことを課題とし、また、平成18年3月に策定された「兵庫県環境学習環境教育基本方針\*4」にも基づき朝来市の環境学習及び環境教育を推進してきた。

#### (3) 社会の成熟化

戦後の復興と高度経済成長のもと、経済的な豊かさを実現する一方で、伝統文化をはじめ、生活の中で培ってきた日本の文化に対する理解や関心が薄らぎ、都市化や少子化の進展など社会が成熟化する中で、個人の価値観は、高度経済成長期までの画一的な傾向から、集団よりも個を重視する傾向に次第に変化し、多様化が進んでいる。価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野にとどまらず、家族形態や就労形態、さらにはNPOやボランティアグループなどに見られる個人間のつながりが多様化するなど、ライフスタイル全般に及んでいる。

このような変化は、自分にふさわしい生き方を選択することを可能にする一方で、自分さえ良ければ良いという誤った「個人主義」の広がりや、家庭や地域の教育力の低下、朝食を摂らないなどの生活習慣の乱れ、子どもたちの規範意識や学ぶ意欲、体力・運動能力の低下などへの影響も指摘されている。

また、一般社会での非正規雇用の増加や就労形態の多様化による所得格差への影響や、就学支援を要する子どもの増加など、子どもたちが置かれている家庭の状況の変化も指摘されている。さらに、社会規範に対する意識の変化や地域に対する関心の希薄化などから、本来安全であるはずの学校や通学路等で子どもが被害者となる事件が跡を絶たない状況であり、保護者の間にも不安が広がっているとの指摘がある。

本市においては、社会を構成する個人が、社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、主体的に行動する力や、望ましい勤労観、職業観をはぐくむことなどが課題となっている。

#### (4) グローバル化の進展

国際社会のグローバル化の動きは、日本においても経済活動や人の往来はもとより、情報伝達や文化活動など日常生活のさまざまな面に及んでいる。

本市においては、姉妹・友好都市交流をはじめとして、観光や学術・文化交流を目的とした外国人来訪者のほか、製造業などにおいても外国人労働者の雇用などが進み、国際化が次第に進んでいる。

このような状況の中で、国際化に対する意識の向上と人材育成を図るとともに、世界に通用する地域や産業、文化など国際化に対応したまちづくりが求められている。とりわけ、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対しては、子ども多文化共生サポーター\*5 バイリンガル支援員\*6 を派遣して、教育を充実するとともに、外国人児童生徒のみならず、すべての子どもたちにグローバル社会に生きるために必要な資質を身に付けさせることが課題となっている。また、国際社会に生きる日本人としての自覚をもたせることや、民族や国籍を異にする人々が互いに自他の文化や習慣を尊重し、共に生きる心をはぐくむことが課題となっている。

#### (5) 高度情報化の進展

デジタル技術や光ファイバーなど情報通信技術の進歩と基盤整備の推進による高速で大容量の情報通信が本格化し、経済活動や日常生活などあらゆる分野で飛躍的に情報化が進み生活環境に大きな変革をもたらした。デジタル通信の発展は、私たちが日常生活をする中でライフラインのひとつとして利便性をもたらしただけでなく、だれもが容易に必要な情報を入手し、瞬時に発信することを可能にした。一方、近年子どもたちの携帯電話などの情報通信機器の利用の増加に伴い、メールやインターネットを利用する機会が増え、大人の知らないところで、出会い系サイトなど心身の健やかな成長を阻害する内容の情報にさらされ、トラブルに巻き込まれる危険性が增大している。

また、平成 18 年には、全国的にいじめが大きな社会問題となり、インターネット上の学校非公式サイト\*7などの掲示板やブログ\*8への誹謗中傷の書き込みによる、いわゆる「ネットいじめ」という新しい形のいじめの問題が生じている。

本市においては、いち早く各小・中学校に対して、子どもの実態把握と情報モラル学習を取り入れたり保護者対象に研修会を開催したりしながら、事案発生の未然防止に取り組んでいる。

このような状況のもと、地域全体でネット社会についてしっかり理解するとともに、子どもに情報を適切に活用するために必要な基礎的知識や技術を身に付けさせるなど、人権尊重の視点を踏まえた情報モラル\*9や情報リテラシー\*10の向上を図り、高度情報化社会に主体的に対応できる力を育成する教育を展開することが課題となっている。

## (6) 自然災害の多発等による危機管理対策

近年、世界各地で多くの自然・人為的災害が発生している。兵庫県では、阪神・淡路大震災以後、復旧・復興から新しい兵庫づくりへの新たなステージに立っている。但馬地区では、平成 16 年 10 月の台風 23 号や平成 21 年 8 月の台風 9 号により各地で甚大な被害がもたらされ、災害に対する危機管理の必要性を再認識させられた。

本市においては、台風・地震などの自然災害、火災や犯罪などの対策について、行政はもちろんのこと、市民や地域などが一体となり相互に連携しながら取り組む必要があると考える。このため、平時からの危機管理に対する意識の醸成や体制の充実強化を図り、元気で安全・安心なまちづくりに全力で取り組まなければならない。

## (7) 教職員の年齢構成の急激な変化や教育委員会の在り方をめぐる変化

戦後の第一次ベビーブームに誕生したいわゆる団塊の世代が定年退職期を迎え、本市の教職員についても、この数年間は経験豊富な教員の減少が進行し、教職員の年齢構成が大きく変化する。こうした時期にあって、教育に強い意欲を持った人間性豊かで優秀なリーダーを育成することや、これまで教育の現場で、先輩教職員が培ってきた指導技術や児童生徒に寄り添うカウンセリングマインド\*11 を、あとに続く世代の教職員に継承し、発展・深化することが課題となっている。

本市においては、教育基本法の改正直後の平成 19 年 6 月、教育委員会制度のあり方により、いわゆるレイマン\*12 により構成される教育委員\*13 が幅広い識見に基づき、合議体の教育委員会として、教育行政の事務執行について適切に指揮監督を行い、教育行政に住民の意向がより反映されるよう取り組まなければならない。

## 2 これまで取り組んできた教育の成果と課題

### (1) 個性や能力を伸ばす教育の推進

社会の状況が大きく変化し、教育を取り巻く環境も大きく変わる中で、平成 18 年、教育基本法が約 60 年ぶりに改正された。平成 19 年度には小・中学校の学習指導要領の改訂が行われ、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、「生きる力」をはぐくむことをめざすこととされた。

本市においては、これまで、学習指導要領をはじめ学校教育に関する諸制度の改正に対応しつつ、子どもの現状への適切な対処に努めながら、個性や能力を伸ばす教育を推進してきたところである。

学習指導要領は、昭和 52 年の改訂から「ゆとりと充実」をスローガンに掲げ、教育内容の精選と授業時間数の削減が進められ、思考力や表現力の育成といった基本的な方向を保ちながら改訂が行われてきた。

全国的な傾向として、児童生徒が授業を十分に理解していないといった実態や、いじめ、不登校などの教育課題が依然深刻な状況であり、また、いわゆる「学級崩壊」も生じていた。こうした状況に対応するため、兵庫型の新学習システム\*14 を有効に活用しながら、児童生徒一人一人の個性や能力の伸長と基礎学力の向上をめざして、複数担任制\*15・教科担任制や少人数学習指導\*16 など弾力的な学習集団の編成を実施している。

一方、平成 14 年度から順次実施された学習指導要領による教育内容の削減などによるいわゆる「ゆとり教育」の実施や学校週 5 日制の完全実施、国際的な学力調査の結果などを背景に、子どもたちの学力低下の議論が起こった。

このことに対しても、個に応じた指導を推進するため、基本的な生活習慣の定着に効

果の高い35人学級編制や複数担任制を取り入れている。

本市においては、「言語活動の充実」や「理数教育の充実」など、新しい学習指導要領で示された主な改善事項を踏まえ、小学校での学びを中学校へ円滑につなぐ連携システムを構築するため、中学校区単位での小・中連携事業を推進していく。また、学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力等の育成など、全国学力・学習状況調査結果の分析により明らかになった課題解決に向けた具体的な取組も求められている。

道徳教育については、保護者や地域の方の参画を呼びかけたり、郷土ゆかりの人を教材化する『地域教材の開発』指導資料』を作成するなど道徳教育の充実も急務とされている。

今後は、学習指導要領で重点化を図る内容として示された生命の大切さや規範意識を身に付けさせるとともに、教育基本法の趣旨を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度等を養うことが求められている。

本市においては、活動の源である子どもたちの体力について、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を鑑みて、児童生徒の体力・運動能力は全国平均を下回っていることから、県の「運動プログラム実践推進事業\*17」や「スポーツ選手活用体力向上事業\*18」を積極的に取り入れたり体育の授業等に工夫改善を加えたりする中で、継続的に児童生徒の体力・運動能力の向上をめざしている。

特別支援教育については、平成19年度から、これまでの障害児教育の対象であった特別支援学級、通級指導教室において学習している障がいのある幼児児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍するLD\*19、ADHD\*20及び高機能自閉症\*21等の発達障害のある幼児児童生徒も含めた幼児児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高めることが必要とされた。

本市においては、こうした法改正を踏まえ、生活や学習上の困難を改善または克服するために、養父市との連合による南但自立支援協議会を発足し多角的な支援体制を整備したり、各学校園において個別の支援計画を作成したりすることにより一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行ったり、専門的な関係機関とのきめ細かな連携を行ったりすることで、社会の一員として可能な限り主体的に生活を営むことができる力を学校教育全体の中で育成することをめざしている。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、就学前教育として、様々な体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に大きな役割を果たしてきた。さらに、地域の幼児教育のセンターとして教育相談などの子育て支援活動や地域の実情や要望に応じた預かり保育を実施するなど、「親と子の育ちの場」としての役割も担ってきており、そのための支援を制度化して「認定こども園\*22」として整備することが求められている。

本市においては、計画的に「認定こども園」化を進め、保護者や地域のニーズに応えられる子育て支援を推進していく。

## (2) 市民の参画と協働による体験活動の展開

平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の台風23号、さらに平成21年の台風9号では、本市をはじめ兵庫県各地で多くの方が被災に遭い、安心と安全を求めて地域公民館に避難する方もあった。被災した地域へは、被災者、地域消防団、教職員などがボラ

ンティア活動に取り組み、大人も子どももそれぞれが役割を分担し復興復旧をめざした。

これにより、地域住民に改めて「地域の中の学校」が意識され、「地域の子どもたちは地域で育てる」気運が醸成されるとともに、自他の生命や人権を尊重する心、ボランティア精神、共に生きる心の涵養など、多くの教訓を学ぶこととなった。

また、平成9年の神戸市須磨区の児童殺傷事件では、現代の子どもたちの抱える心の問題の深刻さや、自然体験、社会体験の重要性が改めて認識された。兵庫県では、「なすことにより学ぶ」、「自然や社会は生きた教科書である」との教育理念のもと、小学生を対象とした「自然学校」、中学生を対象とした「トライやる・ウィーク」をはじめ、小学3年生を対象とした「環境体験事業」などの体験活動が展開されている。

本市においては、実感を伴った環境体験学習に力を入れ、様々な体験活動を応援している。これらの体験活動は、市民の参画のもと、児童生徒の発達段階に応じ、体系的に実施される魅力のある「実践教育」と言えるものである。

こうした「実践教育」は、生命の営みの不思議さや自然への畏敬の念、連帯感や社会的自立、自尊感情\*23、勤労観、職業観などをはぐくむ貴重な機会となっている。

とりわけ、中学校2年生全員が一週間学校を離れ、職業体験、福祉・ボランティア体験、芸術・文化活動などを体験する「トライやる・ウィーク」は、教育活動に地域住民や事業所が組織化された魅力ある事業となっている。

今後は、これまでの様々な取組を通じて醸成された市民の教育への「参画と協働」の気運を、体験活動をはじめとした子どもたちの豊かな教育活動の展開につなげるよう、引き続き、地域全体で学校を支える仕組みや、学校と家庭・地域との連携・協力体制を確立していくことが求められる。

### (3) 災害等からの教育の創造的復興

県下各地で、阪神・淡路大震災による大きな揺れに対して恐怖心を抱き、しばらく続いた余震や大きな物音に過敏に反応する子どもたちの姿が多く見られた。また、身近な肉親や友人を亡くした子どもや長期間避難所での生活を余儀なくされた子ども、生活のため長年住み慣れたまちを離れなければならなかった子ども、震災のために家庭が経済的に困窮し、家族との時間を十分に過ごすことができなかつた子どもたちが大勢いた。

今後は、まちの復興とともに震災の記憶の風化が懸念される中、震災の経験や教訓を次代に語り継ぐ防災教育の推進を担う中心的役割を果たすとともに、活動の成果を広く国内外に発信していくことが求められている。

本市においては、こうした教訓を踏まえ、学校施設の耐震性の確保等、安全・安心な教育環境の整備を計画的に行っていく。

### (4) 社会教育・生涯学習の推進

本市では、学習者が学習成果を地域の実践の場で生かすことを目的とした公民館講座や幼児から高齢者までが集い共に住みよいまちづくりを進めていく地域自治協議会が小学校区を中心に活動を活発化させている。

今後は、社会の成熟化に伴い、生涯学習の果たすべき現代的役割がますます多様化する中、市民一人一人が学んだ成果を生かすことができる社会の実現が求められている。

さらに、団塊世代が定年退職期を迎えるなど、高齢者の学習ニーズが高度化・多様化していく中で、高齢者が長年培ってきた能力や経験を生かし、地域社会の一員として主体的に活躍できるよう、高齢者学習の充実と学習成果の活用に向けた仕組みづくりが求

められている。

また、生涯学習、芸術文化の振興を図るため、市立図書館、あさご森の美術館、和田山ジュピターホール、生野メインホール、あさご・ささゆりホール、埋蔵文化財センター等を一層活用していくことが必要である。これらの施設では、「本物」と出会い、触れることを通して感性や情操を養う参加体験型展示を行うとともに、体験型活動プログラム等を開発してきている。今後とも市民のニーズに対応した展示、プログラム等を提供していくことが求められる。さらに、文化財保護や文化活動を推進していくために、文化協会との連携も重要となっている。

子どもは家庭において人間形成の基盤を培うものであり、家庭の教育力を高めるため、家庭教育への支援が重要である。これまで、子育て学習センター事業をはじめ、家庭教育に関する支援を、今後とも、家庭の状況やニーズを踏まえながら、地域が家庭を支え、親が自信をもって安心して子育てができる環境づくりが求められている。

平成 17 年度の朝来市合併以前から継続し、平成 22 年度には第 25 回の開催となる「あさご・たたらぎダム湖マラソン」をはじめ、朝来生涯スポーツ大会として開催した「あさごオリンピック」、「朝来市スポレク大会」や「市民体力テスト」は、多くのボランティアに支えられ、大きな成果を収めている。この「参画と協働」により成功した大会を一過性のイベントに終わらせることなく、市民運動とボランティア活動\*24 を継承・発展させ、朝来市体育指導員の活動を活発化させながら、さらなるスポーツ振興をめざして、生涯スポーツ・競技スポーツ・障害者スポーツの振興を柱とする「朝来市スポーツ振興行動プログラム」の策定も急がれる。

今後は、スポーツクラブ 21 事業や地域自治協議会を核として、いつでも、どこでも気軽にスポーツや伝統文化を楽しむことができる環境の整備やスポーツ人口の拡大を図るとともに、障害者が身近なところで障がいの程度に応じたスポーツ活動に参加できる機会の拡大や障害者の社会参加を促す取組が求められている。

### 第 3 部 朝来の教育のめざす姿

#### 1 基本理念

「第 2 部 教育をめぐる現状と課題」で述べた社会情勢の変化や本市がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、朝来市の教育の基本理念を示す。

教育・郷育・共育による心豊かな人づくり  
- 郷土の特色を生かし 共に高めあう 一貫性のある教育の推進 -

本市は、歴史と伝統を引継ぎ、市民がともに力を合わせ、支え合いながら新市づくりを成し遂げてきた。今後とも、その過程で培ってきた参画と協働、連帯ときずなを礎に、未来を拓く活気に満ちた「思いやり」と「ぬくもり」のある平和なまちづくりをめざしていかなければならない。

こうしたまちづくりの原動力は、人づくり、すなわち教育にある。本市では、従来から市民運動として「心ふれあうまちづくり」に取り組み、市民が一体となって子どもたちをはぐくむ取組を進めてきた。特に、合併後、全市的に教育の機会や条件を均等化していくことをめざして、多くの共生の心をはぐくむとともに、子どもたちが「生きる力」

を身に付け、たくましく生きていけるよう、「体験教育」を展開するなど、学校・家庭・地域が連携協力して子どもたちの教育に取り組んできたところである。

兵庫型「体験教育」を活用しながら、朝来市の特色ある教育をはじめとしたこれまでの教育の成果を踏まえるとともに、豊かな情操と道徳心、自律心、公共の精神など、今求められている教育の理念を示した改正教育基本法に基づき、今後も「心豊かな人づくり」を一層推進することが重要である。

#### 培うべき力

健康で、幅広い知識や教養を身に付け、豊かな情操や道徳心、命や自然を大切にす態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培うこと。

思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の課題の解決に参画するなど、過去の教訓を踏まえ、地域の人々と手を携えながらふるさと朝来の発展に貢献する力を培うこと。

一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培うこと。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養うとともに、幅広い知識や教養、柔軟な思考力に基づく判断力や創造力、コミュニケーション能力を培い、国際社会の平和や発展に貢献する力を培うこと。

社会においてこのような態度や力を実践に生かし、生涯にわたって伸張する土台を培うことが、朝来の教育の使命である。

#### めざすべき人間像

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- (2) ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら明日を切り拓いていく人
- (3) 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、日本の未来を担う人
- (4) 我が国の伝統と文化を基盤として、世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

#### < 基本理念 >

学校はもとより、家庭や地域は子どもたちの成長にかかわる当事者として、それぞれが自覚と責任をもち、社会全体で子どもたちの教育に取り組んでいかなければならない。

「心豊かな人づくり」を推進するために不可欠なことは、これまでも本市が市民の「参画と協働」によりめざしてきた、市民すべてが教育にかかわることである。つまり、学校等の教育機関、家庭、地域、NPO、ボランティア、企業や民間事業者、社会教育団体、青少年団体など子どもの教育に携わる関係団体や機関等が連携協力しながら教育に取り組むことにより教育は高まる。

本市では、このことを基本理念とし、教育立市の実現に向けて子どもの教育を最重要課題に位置付け、朝来市独自の特色ある教育を進める。

基本理念の実現にあたっては、国や県と市との共通理解と適切な役割分担のもと、市として地域の実情に応じて主体的に教育行政に取り組むよう、連携・協力を進めながら、

市全体の教育の質的向上に努める必要がある。

また、教育課題が多様化・複雑化する中で、教育行政をより効果的に推進するためには、市長部局と教育委員会事務局の連携・協力を一層進めるとともに、教育委員会会議や教育委員の活動を一層充実することが求められている。

なお、本計画の具体的施策の推進にあたっては、選択と集中による施策の効率化を図りながら必要な予算を確保するとともに、教育があらゆる社会システムの基盤であるという認識のもと、現場重視の視点に立って、本計画を着実に推進する必要がある。

## 2 教育施策の重点目標

基本理念を実現し、光り輝く元気な子どもたちを育てることを目指して、教育施策の重点目標を定め、それぞれについての施策目標と具体的な取組を提示する。

### (重点目標1)

**国際社会に対応する頼もしい次世代を育てるために、信頼される学校園の教育を確立する。**

施策目標1 (指導力向上) 専門性が発揮できる学校園教育の充実を図る。

「教育の専門家」として誇りを持ち、情熱や愛情を持って教育を遂行できる教職員の育成に努めます。また地域や保護者から信頼される学校づくりに努めます。

- (1) 教職員の指導力や専門性を高めるため朝来市教育研修所事業の充実を図ります。
- (2) 「教育の専門家」として自己研鑽を促し、指導力・授業力の向上を図ります。
- (3) 新学習指導要領のねらいを的確に捉えた教育活動を推進します。
- (4) 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、教育課程や授業形態に工夫を凝らし、授業の充実に努めます。
- (5) 学校評価や学校関係者評価を定着させ、学校の組織マネジメント\*25の充実に努めます。
- (6) 教職員のストレスマネジメント\*26を継続的に実施します。
- (7) 業務改善や工夫を行い、学校運営の効率化に努めます。

施策目標2 (一貫) 一貫教育を実現させ、確かな学力を培う。

隣接する学校園をはじめ幼・小・中学校園の連携を強化しながら、系統的な教育・保育の充実を図ります。さらに、保育所や高等学校とも連携を図り、発達段階を考慮しながらスパイラル的な教育を推進します。それにより、確かな学力を培います。

- (1) 基礎・基本の定着と学力向上を図るため「算数・数学」「理科」「外国語活動(英語)」などにおいて、定期的に小・中連携会議を開催し9年間を見通した教育を推進します。
- (2) 各中学校単位での小・中連携推進委員会\*27を中心に交流授業など研究実践に努めます。
- (3) 子どもたちに「生活の中で活用できる力」の定着をめざします。
- (4) 小・中学校の生徒指導担当者による定期的な連絡会を開催し、指導の充実と細かな情報交換に努めるとともに不登校等の課題解決にも積極的に取り組みます。
- (5) 就学前の一貫した教育並びに保育のニーズに対応できる認定こども園制度の実

施に向けた施設整備及びカリキュラムの充実を進めます。

- (6) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小・中学校、さらには高等学校との連携を推進します。

施策目標3 (体験) 体験活動などを通じて、生きる力を培う。

実体験や具体物を通して幼児児童生徒の感性を磨いたり、健康で頑強な体力を育てたりしながら、個性を尊重した教育・保育や社会の変化・地域課題などに対応した課題解決学習を充実させ、生きる力を培う教育を進めます。

- (1) 学校園の歴史や背景、地域や子どもたちの実態を生かし、特色ある学校づくりを推進し、朝来市の次世代を担う人材育成を進めます。
- (2) 「小学校体験活動(環境体験活動:小3・自然学校:小5)」「わくわくオーケストラ(中1)」「トライやる・ウィーク(中2)」など発達段階に応じた環境・自然体験や文化・社会体験活動を進め、勤労観や職業観をはぐくみます。
- (3) 理科の実験や社会科等の校外体験活動など、感動を覚える魅力ある授業づくりに取り組みます。
- (4) 「読み聞かせ」や「10分間読書」などを通して正しい日本語を学び取らせたり、心をはぐくませたりする読書教育を推進します。
- (5) 道徳教育推進教師\*28を中心に道徳教育の充実を図り、個々のライフスキルの向上と人権教育や福祉教育・平和教育の充実を図ります。
- (6) 「A L T\*29」を活用した実践的な外国語活動の充実をめざします。
- (7) 「特別活動」「総合的な学習の時間」等において、自ら課題を見つけ解決していく力を身につけさせます。
- (8) 市内の国際交流協会の独自性と均一化を生かして、教師や児童生徒の外国への派遣事業や文化交流事業を推進するとともに、外国からの児童生徒や引率教師等の受け入れ事業を進めます。
- (9) 専門家の出前授業や環境省が推奨する「子どもエコクラブ」への加入により、子どもの環境保全意識を高め、ゴミ処理やリサイクル活動など自然にやさしい環境作りと美化活動を進めます。
- (10) 新体力テスト等を通して、子どもたちが自己の体力や運動能力を知り、自主的、自発的にそれらを高めようとする力を身につけさせたり、体育・スポーツ活動を通して、運動の楽しさや喜びを味わわせたりして、頑強な体づくりに取り組みます。

施策目標4 (オープン) 学校園と地域の結びつきを深める。

学校園運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、地域に開かれ、地域と一体となった学校園づくりを進め、学校・家庭・地域が協働して子どもたちをはぐくむ環境づくりを行います。

- (1) 学校園だよりやホームページなどを通して広く積極的に情報発信を行い、信頼され開かれた学校園づくりを進めます。
- (2) 市内全幼・小・中学校園で積極的にオープンスクールを開催し、学校園の公開に努めます。
- (3) 学校園における PTCA 活動\*30、学校評議員制度\*31、学校評価検討委員会\*32

- などにより、学校園運営への地域住民の参画を進め、広く情報の収集に努めます。
- (4) 保護者や地域住民による学校園での出前授業や教育支援など、積極的な教育人材の活用を図り、学校支援地域本部事業として広く事業展開を図ります。
  - (5) 特別支援教育コーディネーター\*33を中心として、特別支援学校や関係機関との連携を十分に図り、特別支援教育の充実に努めます。

**施策目標5 (安全安心) 安全で教育効果の高い環境をつくる。**

学校園規模や校園区の適正化を検討しながら、学校施設設備を計画的に整備して、安全で教育効果の高い教育環境を整えます。

- (1) 学校園の施設設備等の点検・整備を計画的に進めます。
- (2) 通園・通学の利便性、安全性の確保に努めます。
- (3) 携帯電話やコンピュータの正しい活用力や情報処理能力を身につけさせるため、情報モラル教育を充実させ、情報化社会を安心して生きる力を育てます。
- (4) 「学校防災マニュアル」や「学校安全マップ\*34」により、学校の危機管理体制の充実を進めます。
- (5) 県の「防災教育読本」を活用したり地域の防災訓練事業と連携したりしながら防災意識を高め、自主的行動力を育成します。
- (6) 観察、実験、実習や鑑賞ができる学習環境と全ての子どもが安心して学習できる学校園施設を計画的に整備します。
- (7) 元気なあいさつや仲良く遊べる態度など基本的な生活習慣や豊かな心、健康な身体をはぐくむ幼児期の教育・保育を充実します。
- (8) 保健室の機能を十分に生かした保健指導や健康指導など学校保健教育を充実します。
- (9) 給食施設の整備を計画的に進め、学校給食の充実に努めるとともに、各学校の食育推進委員会を中心とした「食育推進委員会」により、積極的に食育を進めます。
- (10) 「朝来市環境基本計画」のねらいに沿い、各校園で環境教育・環境学習を推進し、環境保全意識の向上に努めます。
- (11) 県教育委員会が派遣するスクールカウンセラーを有効に活用するとともに、市においては「あさごっ子悩み相談センター」を開設して「子どもの居場所づくり」に努め、学校園の教育相談体制を充実させます。

**(重点目標2)**

**家庭・地域の教育力の向上をめざし、協力・支援体制を構築する。**

**施策目標1 (家庭) 家庭の教育力の向上をめざし支援体制を構築する。**

教育の基盤である家庭を共に支えていく気運を定着させると共に、自ら子どもたちに愛情を注ぎ、かつ、社会人として地域に貢献できる協力者の育成に努めます。

- (1) 早朝保育や延長保育など、保護者の子育て支援が行えるよう長時間保育に適する環境を整備し支援体制の充実に努めます。
- (2) 学童クラブの充実に努めます。
- (3) 認定こども園を中核とし、地域・家庭と一体となった子育て支援の環境づくりに努めます。

- (4) 年齢差のある子どもたちが楽しい生活が送れるような認定こども園化の取組を進めます。
- (5) 子育て学習センター事業\*35の充実と支援を図り、家庭や地域での子どもとのふれあいの機会を充実させます。
- (6) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭に対し、子育てや生活全般に関わる相談・情報提供の充実を図ります。
- (7) 子育てや家庭教育に関し、学習機会の充実やふれあいの場の提供に努めます。
- (8) 就学前から発達障害等の障がいのある子どもたちやその保護者に適切な支援ができるようサポートファイル\*36を活用するなど自立支援協議会\*37を中心に子育て支援を充実させます。

施策目標 2 (青少年育成) 郷土を愛し、地域を大切に作る青少年を育てる。

次代を担う青少年を地域ぐるみで育てていく気運を高め、「各小学校区地域自治協議会」と十分連携しながら、地域活動と結びついた青少年の育成活動を促進し、青少年の社会参加を進めます。

- (1) 住民参加型の青少年育成活動を推進し、ネットワーク体系の定着を図ります。
- (2) 「地域防犯グループ」や「子ども 110 番の家」など地域の支援を受けながら、「不登校ゼロ・問題行動ゼロのまちづくり」をめざし、学校・家庭・地域と連携しながら青少年を守り育てます。
- (3) 基本的な生活習慣や社会生活上のルール等の規範意識を身につけさせるため青少年育成事業を充実します。
- (4) 青少年の社会参加を進めます。
- (5) PTCA 活動の充実をめざすとともに生涯学習推進員連絡協議会\*38や民生委員会、保護司会など各関係機関との連携を積極的に進めます。
- (6) 「山の教室」「わんぱく教室」「ふるさと探検隊」などの青少年活動を支援します。
- (7) 「地域自治協議会」との連携を図り、地域での子育て支援を充実させます。

### (重点目標 3)

地域での学習環境の充実を図るとともに、郷土の魅力を生かした文化・スポーツ活動を促進することにより、生涯学習の基盤をつくる。

施策目標 1 (生涯学習) 生涯学習の基盤をつくる。

生涯学習社会を構築するため、公民館や図書館の機能整備や相互連携などの推進体制を整えとともに、自主活動を促す情報と学習機会の提供、指導体制の充実を図り、さまざまな学習成果を地域協働のまちづくり活動に還元します。

- (1) 分権型社会における今後の公民館のあり方について検討します。
- (2) 市民のニーズと市のねらいに合った講座・教室等を開講し、生涯学習の充実と学習意欲を高める学習活動機会を提供します。
- (3) 市内図書館と図書室、さらに各学校の図書室とのネットワーク化をめざすとともに利用者サービスの充実を図ります。
- (4) 関係機関・団体等との計画的・継続的な連携の場を設け、信頼関係を構築する

とともに、推進体制を整えます。

- ( 5 )地域の教材や人材ネットワーク化を図り学習機会の提供と指導者等の確保に努めます。
- ( 6 )日々の生涯学習の成果をまちづくり活動につなげます。
- ( 7 )人権教育を推進し、女性や子ども、障がいのある人、高齢者、外国の人などに対して正しい人権意識の高揚を図り、実践的な態度を培います。
- ( 8 )豊かな人権感覚を養うとともに、命と人権を大切にする「共に生きる社会」の実現をめざします。

施策目標 2 (文化・スポーツ) 郷土の魅力を生かした文化・スポーツ活動を展開する。

市全体の社会教育推進体制を構築し、市民の多様なニーズに対応していくための条件整備と市民による自主活動への発展に努めます。市全体のスポーツ振興体制を構築し、各種スポーツ事業の充実と地域スポーツ組織の育成を図り、生涯スポーツの定着に努めます。

- ( 1 )スポーツ施設を充実させ有効活用を進めるとともに健康な体作りを支援し、「朝来市スポレク大会」や「市民体力テスト」を実施することにより、効果検証の機会をつくります。
- ( 2 )子どもから高齢者まで楽しく継続できる「あさ GO!!体操」「NHK ラジオ体操」を普及させ、市民の健康づくりに努めます。
- ( 3 )地域の人が自主的に取り組めるよう「スポーツクラブ 21」の活動を支援し、生涯スポーツ社会の実現を図ります。
- ( 4 )各種団体・サークル等の市民の自主的な活動を支援します。

施策目標 3 (郷土歴史) 地域の歴史文化遺産を保存・活用し、継承に努める。

本市の貴重な歴史文化遺産の適切な保存活用と伝統文化の継承・発展に努め、文化の香り高いまちづくりを進めます。

- ( 1 )魅力ある風景を未来へ残すため、竹田城跡に代表される中世城郭・生野銀山に代表される近代化遺産やその周辺環境、独特な歴史文化などを総合的に捉え、適切な保存・活用を図ります。
- ( 2 )埋蔵文化財センターを中心として、茶すり山古墳に代表される古墳群をはじめとした埋蔵文化財の有効活用をめざします。
- ( 3 )郷土芸能、伝統文化の保存と継承、及び後継者の育成を支援し、ふるさと学習や歴史研究に努めます。
- ( 4 )文化財等の調査・保護事業を進めます。
- ( 5 )市民による文化財等を活用したまちづくりを促進します。

## 【語句説明】

### \*1 教育基本法

日本の教育の基盤となる法律。現在の教育基本法は、昭和 22 年施行の旧教育基本法の全面的に改正、平成 18 年 12 月 22 日に公布、施行。

### \*2 地域自治協議会

少子高齢化が進んでいるため、諸事業の運営など地域づくりを進めるためには行政区単位では非効率なことが多くなってきている。それを解消するための、一定のまとまりのある地域（概ね小学校区）での、多様な主体（行政区を中心とした市民や各種団体等）による、地域の知恵や力を結集させた効率的効果的な地域自治組織。

### \*3 環境 ISO14001

ISO は、国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格（IS）の総称で、組織（企業、各種団体など）の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するための PDCA サイクルシステム。ISO 14001 は環境マネジメントシステムの満たすべき必須事項が定められている。

### \*4 兵庫県環境学習環境教育基本方針

兵庫県では平成 16 年 3 月に「今後の環境教育・学習の推進方策」について兵庫県環境審議会に諮問を行った。同審議会では、総合部会環境教育等検討小委員会における検討を基に平成 18 年 2 月答申を行い、その答申内容を踏まえて策定したもの。

### \*5 子ども多文化共生サポーター・ \*6 バイリンガル支援員

日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語を介して、教員等とのコミュニケーションを円滑に進め、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期対応を促進するために派遣する非常勤嘱託員。

### \*7 学校非公式サイト

インターネット上の、学校の直接的な管理が行き届かない場所で、生徒もしくは関係者が学校の公式ページとは別に情報交換の場として立ち上げた非公式の匿名掲示板。「学校裏サイト」ともいう。

### \*8 ブログ

ホームページの形式の一種。日記ホームページによく似ており、個人または数人のグループで運営される。「ウェブログ（weblog）」の略で、「Web 上に残される記録」というような意味を持つ。

### \*9 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。日常生活上のモラルに加えて、インターネット等の匿名性を悪用した犯罪や、コンピュータウィルスやサイバーテロが急増している現状等を踏まえて、適正な活動を行うための考え方と態度を含む。

### \*10 情報リテラシー

膨大な情報から必要な情報を入手し、効果的に利用するなど、情報を活用する能力。

### \*11 カウンセリングマインド

カウンセラーの姿勢・心構えあるいは基本的態度のこと。

## \*12 レイマン

Layman = しろうと、専門家ではない人の意。政治や行政の一部を一般市民に委ねる方法をレイマン・コントロールと言う。教育委員会ではレイマン・コントロールにより、教育行政の方針決定が教育の専門家の独断に流れることのないように、社会の良識を広く教育行政に反映させている。レイマンは一般に「しろうと」と訳されるが、人格が高潔で幅広い識見を有するが、「教育の」専門家ではない人という意味で用いられている。

## \*13 教育委員

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、設置される行政委員会である教育委員会を構成する非常勤の委員。朝来市教育委員会は、5人の委員で構成される。

## \*14 新学習システム

児童生徒のつまずきへの素早い対応、一人一人の学習状況に応じた指導、心の安定を図り多面的な理解に基づく指導など、個に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るための学習支援システム。

## \*15 複数担任制

小学校低学年（1・2年生）に対して、学級担任と新学習システム担当教員の協力指導により、学習指導及び生活指導の充実を図るための学習体制制度。

## \*16 少人数学習指導

学習内容や児童の学力・学習状況に応じて、学年や学級を効果的な少人数学習集団に編成し、学力の確実な定着や個性の伸長を図る新学習システムの運用の一つ。

## \*17 運動プログラム実践推進事業

小・中学校児童生徒における体力・運動能力の向上を図るため、兵庫県教育委員会が作成した「運動プログラム2009」（DVD）等を活用しながら、指定された実践推進校により効果的な取組を調査研究する事業。

## \*18 スポーツ選手活用体力向上事業

昨今の子どもの体力低下を受けて、文部科学省と（財）日本体育協会が実施している「子どもの体力向上啓発事業」の一環で、トップアスリートを講師に招き、スポーツ体験教室を開催する事業

## \*19 LD

Learning Disabilities の略。学習障害。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

## \*20 ADHD

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥・多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

## \*21 高機能自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること、を特徴とする行動の障

害である自閉症のうち、知的障害を伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

#### \*22 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園の幼児教育機能と保育所の保育機能の両機能を備えているなどを基準として、県知事が設置を認可する制度。朝来市では、幼保連携型の施設。保護者の就労形態等により短時間児と長時間児が選択でき、3歳以上児の合同教育、保育を行うことができる。

#### \*23 自尊感情

自己に対する評価感情。「自分が好き」「自分を大切に思える」ととらえる気持ち。自分をかけがえのない存在、価値ある存在ととらえる感覚。自己肯定感、自己有用感。

#### \*24 ボランティア活動

自発的な活動。特に不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする自発的で自律的な活動。(地域型、テーマ型、職域型ボランティア活動が考えられる。)

#### \*25 組織マネジメント

個人が単独ではできない結果を達成するために、他人の活動を調整する一人ないしそれ以上の人々の活動。組織が求める目的に向かって効率的、効果的に働くために、資源を統合し、調整すること。学校における組織マネジメントは、学校内外の能力・資源を開発・活用し、学校に關与する人たちのニーズに適應させながら、学校教育目標を達成していく活動(過程)や個々の教職員の自律的な対応を組織化したり、学校内外の資源の有効活用(人的、物的、ネットワーク資源など)したりする学校経営的な概念。

#### \*26 ストレスマネジメント

「何らかの対処が必要な状況や変化」のことを「ストレス状況」という。そうした状況への対処が難しい場合において心や身体はさまざまな反応を起こす。この「ストレス反応」が悪化したり、慢性化したりすると、心身に何らかの症状が生じたり、仕事や生活での活動に支障をきたしたりするなど、さまざまな問題が生じるが、自分のストレスについてよく知り、適切な対処法を実践することで、ストレスと上手につきあっていくことができる。このようにストレス状況とストレス反応との関係、およびストレスと上手につきあうことをいう。

#### \*27 小・中連携推進委員会

朝来市の場合、主に基礎学力の定着や学校生活がスムーズに行われるように中学校区ごとの小学校と中学校の教職員が4つの部会に分かれて情報交換や意見交換を行っている。「生徒指導部会」「学習部会」「特別支援部会」「特別活動部会」がその部会である。それらの部会を総称して委員会としている。

#### \*28 道徳教育推進教師

新小・中学校学習指導要領の総則では、「道徳の時間を要として」の記載が新たに盛り込まれるなど道徳教育を重視することが大切であるとされている。各学校においては、校長の方針の下に、「道徳教育推進教師」を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する。

### \*29 A L T

外国語指導助手のことで児童生徒の英語や外国語活動に対して本物の発音や生活習慣が学べることを目的としている。朝来市では、全中学校に1名ずつ配置しており、さらに全小学校でも均一に授業が行えるよう別途配置している。

### \*30 P T C A 活動

家庭での教育力の向上や、地域が支える地域の学校づくりを推進するとともに、子どもたちの安全・安心を守る地域づくりを進めるためのP T Aを核とする地域市民(C: コミュニティー)の参画と協働による活動。

### \*31 学校評議員制度

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして導入され、平成12年4月から実施されている。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

### \*32 学校評価検討委員会

各学校が掲げている「学校教育目標」等の点検と平行して、実施された「学校評価」の妥当性や「いつ・誰が・何を・どのように」評価するかなどの具体的な検討を組織的に行う機関。

### \*33 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターの立場と役割は各学校で異なっているが、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割が中心となる。連携協力の対象は、担任や特別支援教室の教師をはじめとする学校関係者に加えて、保護者や登下校の付添担当者など保護者を支援する関係者、就学前や進学先の教育機関担当者、医療機関担当者等が考えられる。

### \*34 学校安全マップ

通学路上の危険箇所や緊急避難場所への認識を深めたり、危険回避能力を高めたりすることを目的として作成される通学路安全マップのこと。地区毎にまとめ直すことで内容の充実を図ったり、その内容を地区児童会や生徒会で共通理解したり、保護者と共に通学路と地域の危険箇所の確認をしたりすることで、学校と家庭が協力して生徒の安全対策に取り組める体制づくりをめざしている。

### \*35 子育て学習センター事業

兵庫県が平成2年度から各市町における子育ての中核施設として子育てセンターを設置。地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育て過程の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭の学習会や交流会の開催・子育て相談・自主的な子育てグループの育成・子育て情報の提供等の事業を展開。主に就学前の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とするための事業。実施主体は市町村。

### \*36 サポートファイル

特別支援にかかる支援が必要な本人や保護者を支援するための情報伝達のための記録ノート。いつでも持つことができ、必要なときに支援者に見せて情報を提供する

ことができるため、いろいろな機関・支援者への説明が形骸化される。

**\*37 自立支援協議会**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置された機関。相談支援事業に関したり、障害福祉に関する困難事例への対応のあり方に関したり、地域の関係機関によるネットワーク構築に関したり、障害者基本計画及び障害福祉計画等の作成等に関したりする協議を行う。

**\*38 生涯学習推進員**

社会教育に大きく期待されている家庭教育の支援、学校教育との連携協力、生涯学習の振興などを実現させるため各地区から推薦された者。朝来市では平成22年度160人に委嘱。全体会、代表者会、教育講演会、ラジオ体操講習会などに取り組んでいる。